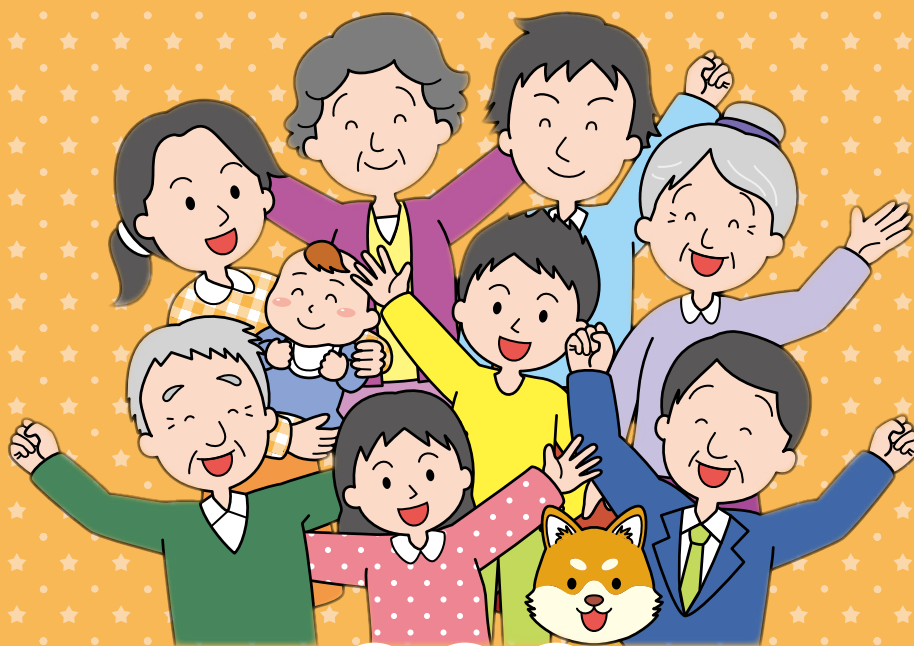


令和6年度からの呉市の制度です！

わたしたちの 介護保険

～ 高齢者誰もが、住み慣れた地域で健やかに
安心して暮らし続けることができるまち ～



もくじ

介護保険のしくみ	2～3
サービス利用の流れ	4～5
介護保険のサービスを利用するには	6～7
サービスにかかる費用	8～9
利用者負担の軽減	10～11
サービスメニュー	12～19
福祉用具購入費および住宅改修費の受領委任払いについて	20
施設サービス	21～22
高齢者向けの住まいについて	23
介護予防・日常生活支援総合事業	24～25
介護予防事業	26～27
その他の呉市の取組について	28～29
保険料の決め方・納め方	30～32
認知症と共に生きるまち(認知症パッケージ事業)の推進	33
高齢者相談室(地域包括支援センター) ～地域の高齢者の総合相談窓口～	34
地域相談センター ～高齢者相談室(地域包括支援センター)の協力機関～	35

介護保険のしくみ

介護保険は社会全体で支え合う制度です

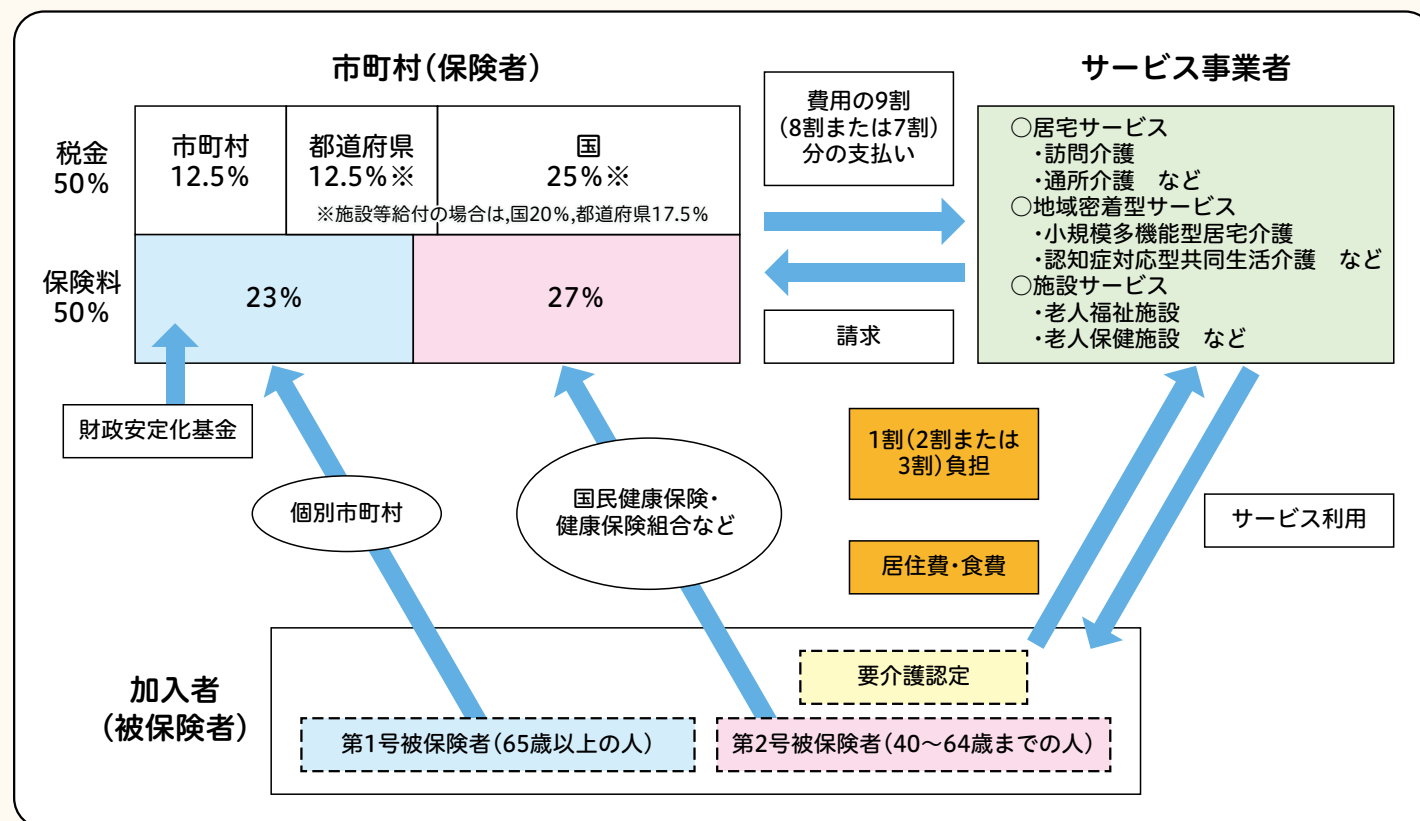
介護が必要な高齢者を社会全体で支える仕組みとして平成12年に創設された介護保険制度は、予防システムの確立や地域密着型サービスの創設、地域包括支援センターの設置など、地域において可能な限り、安心して生活できる制度として発展してきています。

一方、今後、高齢化のさらなる進展の中で、医療ニーズや介護ニーズが高い人、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯、さらには認知症高齢者などの増加が見込まれ、高齢者が住みなれた地域で生活を継続するために、医療・介護の連携に加え、生活支援サービスや住民の支え合いなどによる体制づくりの推進が求められています。

介護保険法 1997(平成9)年12月17日公布 2000(平成12)年4月1日施行

〈介護保険制度の基本的な考え方〉

- ◆ **自立支援** …………… 単に介護を要する高齢者の身の回りの世話をするというを超えて、高齢者の自立を支援することを理念とします。
- ◆ **利用者本位** …………… 利用者の選択により、多様な主体から保健医療サービス、福祉サービスを総合的に受けられる制度です。
- ◆ **社会保険方式** …… 給付と負担の関係が明確な社会保険方式を採用しています。

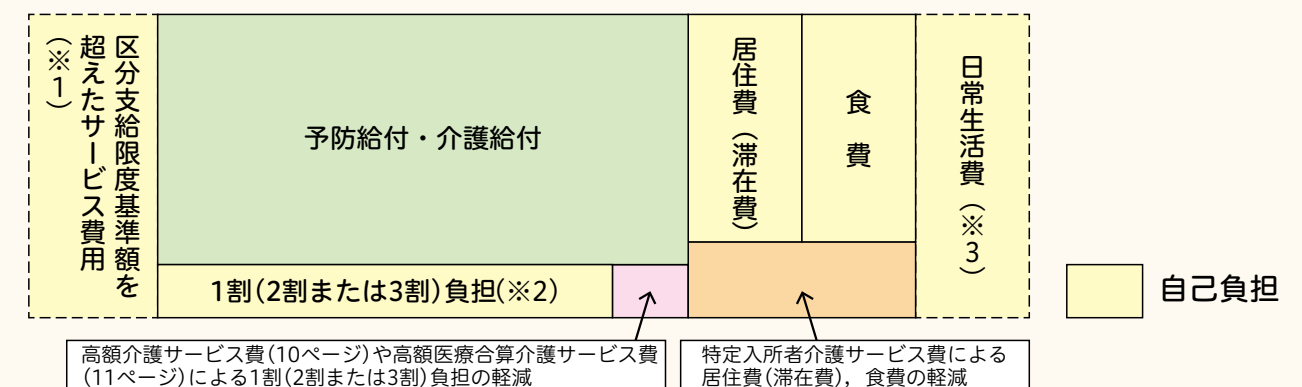


介護保険サービスの種類

区分支給限度基準額の範囲内で利用できるサービス

	サービス名	総合事業 事業対象者	介護予防給付 要支援 1・2	介護給付 要介護 1～5
居宅介護	【訪問サービス】			
	○訪問介護 (ホームヘルプサービス)	P24	総合事業 P24	P12
	○訪問入浴介護		P12	P12
	○訪問看護		P12	P12
	○訪問リハビリテーション		P13	P13
	【通所サービス】			
	○通所介護 (デイサービス)	P25	総合事業 P25	P13
	○通所リハビリテーション (デイケア)		P13	P13
	【短期入所サービス】			
	○短期入所生活介護 (ショートステイ)		P14	P14
	○短期入所療養介護 (ショートステイ)		P14	P14
	【その他】			
	○居宅療養管理指導		P17	P17
	○特定施設入居者生活介護		P17	P17
	○短期利用特定施設入居者生活介護			P13
	○福祉用具貸与		P14	P14
	○福祉用具購入費		P18	P18
	○住宅改修費		P18	P18
地域密着型	○定期巡回・随時対応型訪問介護看護			P15
	○地域密着型通所介護			P15
	○認知症対応型通所介護		P15	P15
	○小規模多機能型居宅介護		P16	P16
	短期利用居宅介護			
	○看護小規模多機能型居宅介護			P16
	○認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)		支2のみ P17	P17
	○短期利用認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)		支2のみ P17	P16
施設	○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			原則介3以上 P17
	○介護老人福祉施設			原則介3以上 P21
	○介護老人保健施設			P21
	○介護医療院			P21
	○介護予防ケアマネジメント	P5	P12	P12

利用者の自己負担



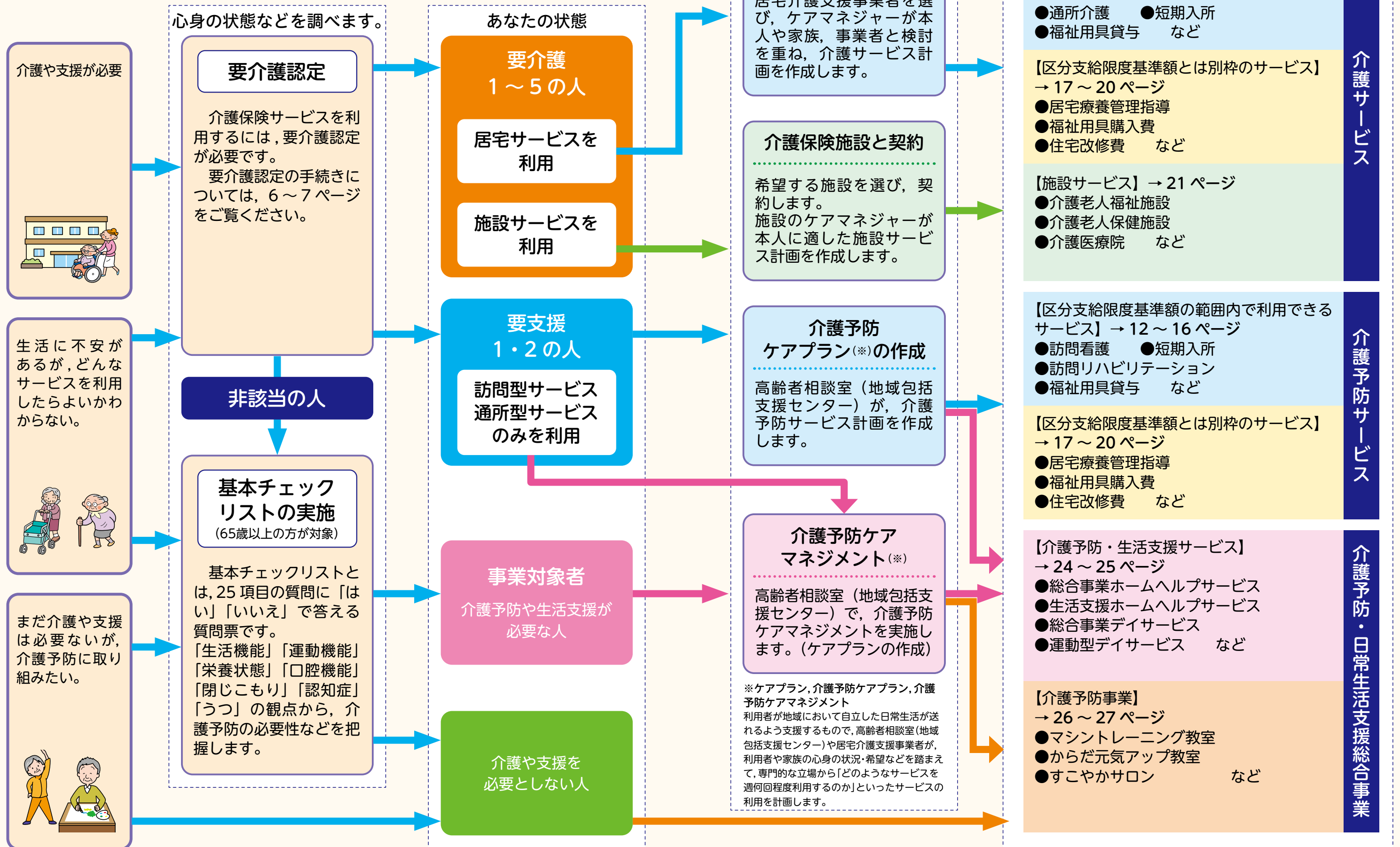
※1 在宅サービスについては、要介護度別の区分支給限度基準額(介護保険給付の支給限度額)が設定されています。

※2 居宅介護支援(ケアプラン)は全額保険給付され、自己負担はありません。

※3 日常生活費とは、サービスの一環で提供される日常生活上の便宜のうち、日常生活で通常必要となる費用。(理美容代、教養娯楽費用、預かり金の管理費用など)

サービス利用の流れ

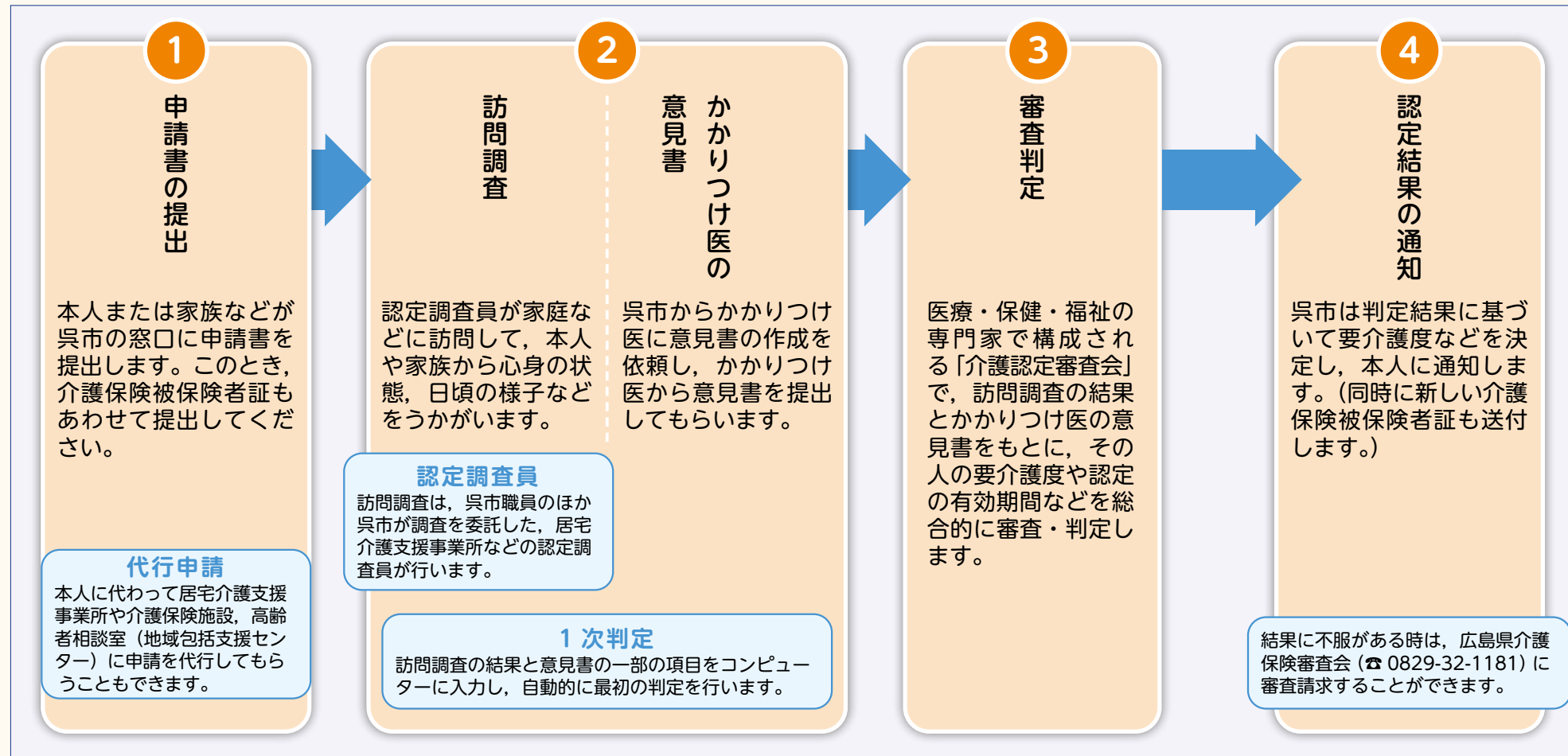
あなたの状態に合わせたサービスや支援が受けられます。
まず、高齢者相談室(地域包括支援センター)(35ページ)か介護保険課へご相談ください。



介護保険サービスを利用するには…

まずは要介護認定の申請が必要です。

要介護認定に関するお問い合わせ先 介護保険課 介護認定グループ **25-3175**



要介護度区分		利用できるサービス
要支援	要支援 1	事業対象者 〈介護予防サービス〉 〈介護予防・生活支援サービス〉
	要支援 2	
要介護	要介護 1	〈介護サービス〉
	要介護 2	
	要介護 3	
	要介護 4	
	要介護 5	

軽い ↑ ↓ 重い

介護認定には有効期限があります！

認定結果の有効期限は、その人の心身の状態などにより、3～48か月の範囲で決定されます。期限後にサービスを受ける場合は、再度、手順①の「申請書の提出」から手続きをしていただきます。
なお、更新手続きについては、有効期間の満了日の60日前から行うことができます。

介護保険の被保険者は、年齢で2つに分けられます

65歳以上の人 (第1号被保険者)

【介護保険のサービス利用できるのは】
介護や支援が必要と認定された人
(どんな病気やけがが原因で介護や支援が必要になったかは問われません。)

- ・寝たきりや認知症などで、入浴や排せつなど日常生活で介護が必要になった場合。
- ・食事や身の回りのことなど、日常生活で支援が必要になった場合。

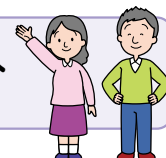


医療保険に加入している40～64歳の人 (第2号被保険者)

【介護保険のサービス利用できるのは】
加齢が原因とされる病気（特定疾病）により介護が必要と認定された人

【特定疾病】

- | | |
|---------------------------------------|-----------------------------------|
| ①がん（末期） | ⑨脊柱管狭窄症 |
| ②関節リウマチ | ⑩早老症 |
| ③筋萎縮性側索硬化症 | ⑪多系統萎縮症 |
| ④後縦靱帯骨化症 | ⑫糖尿病性神経障害、
糖尿病性腎症
及び糖尿病性網膜症 |
| ⑤骨折を伴う骨粗鬆症 | ⑬脳血管疾患 |
| ⑥初老期における認知症 | ⑭閉塞性動脈硬化症 |
| ⑦進行性核上性麻痺、
大脳皮質基底核変性症
及びパーキンソン病 | ⑮慢性閉塞性肺疾患 |
| ⑧脊髄小脳変性症 | ⑯両側の膝関節又は股関節に
著しい変形を伴う変形性関節症 |



Q&A

Q 申請の手続きはどのようにしたらいいの？

A 介護保険のサービスを受けようとするときは、介護保険課、各市民センターの窓口で、要介護（要支援）認定の申請をする必要があります。申請は高齢者相談室（地域包括支援センター）、居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうことができます。
※手続きには、印鑑は不要です。
※介護保険被保険者証、健康保険証をお持ちください。

Q 病院に入院したら、すぐに申請した方がいいの？

A 治療中で状態が不安定な時期や、他の病院へ転院する予定があるなど、介護保険サービスの利用が見込めない場合は、すぐに申請する必要はありません。
状態が安定し、退院の目処がついた頃に申請をして下さい。

Q 現在は介護保険サービスを利用していないのですが、必要となったときに早めに申請した方がいいの？

A 介護保険のサービスの必要がない場合には、早めに申請する必要はありません。介護保険サービスが必要となったときに申請をすれば、申請日から介護保険サービスを利用することができます。
ただし、認定結果が非該当になったときは、全額自己負担となります。

Q 交通事故などに遭ったとき、介護サービスを受けることはできますか？

A 交通事故などの第三者（加害者）により、要支援・要介護状態となった人が介護保険のサービスが必要となった場合、利用することができます。ただし、介護保険サービスにかかる費用は加害者側が負担するのが原則ですので、呉市が立て替えた介護サービス費等は、加害者に対し損害賠償請求をすることになります。
交通事故などに遭い、要介護認定を受け介護保険のサービスを利用したり、身体状況が悪化したことで介護サービス量が増えたときなどは、呉市への届出が必要です。

◇ サービスにかかる費用

利用者の負担

介護サービスや総合事業のサービスを利用するときは、「介護保険被保険者証」と一緒に「介護保険負担割合証」が必要になります。

介護保険の認定を受け、要支援または要介護と認定された人、および基本チェックリストを受けて事業対象者となった人に「介護保険負担割合証」を交付しています。

介護保険のサービスを利用したとき、その費用の1割～3割が利用者の負担となります。介護保険のサービスなどを利用するときは、「介護保険被保険者証」と一緒にサービス提供事業者および担当ケアマネジャーに提示してください。

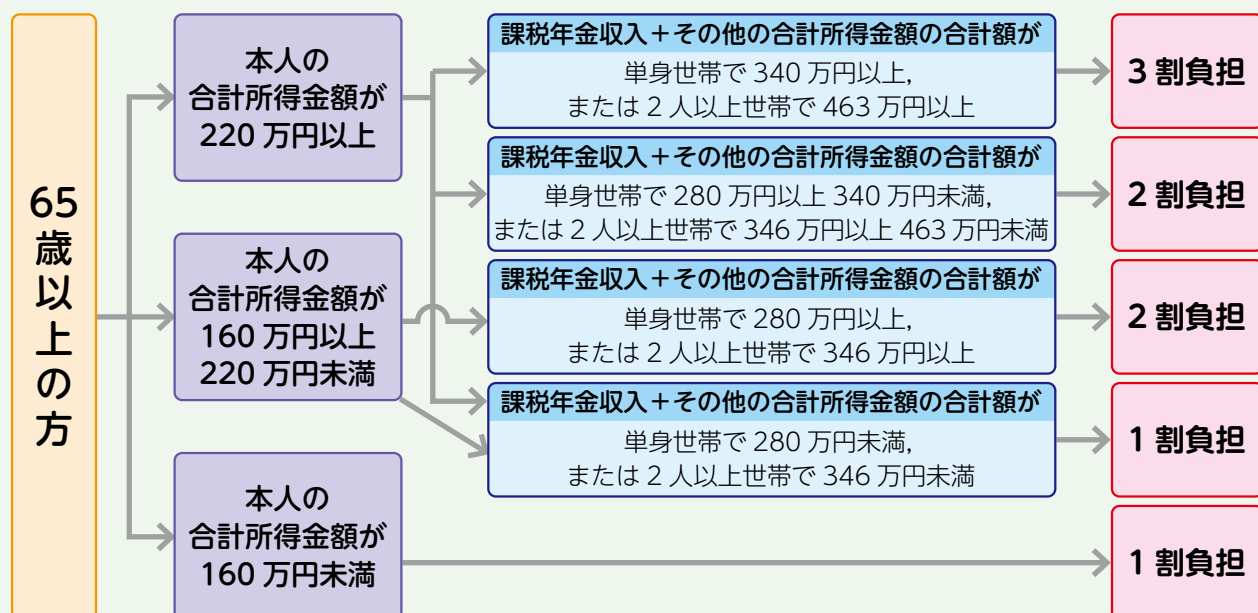
交付期間

前年の所得により負担割合を決定し、毎年7月に交付されます。
※新たに要介護（要支援）認定または事業対象者に該当した人には、随時交付されます。

適用期間

毎年8月1日～翌年の7月31日まで
※新たに要介護（要支援）認定を受けた人の適用期間は、申請日～7月31日までとなります。

利用者負担の判定の流れ



※第2号被保険者(40歳以上65歳未満の人)、市区町村民税非課税の人、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担

(注1)「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。また、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額で計算されます。

(注2) この表における「世帯」とは、本人と世帯を同じくする65歳以上の人の世帯をいいます。

(注3)「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

在宅サービスの区分支給限度基準額

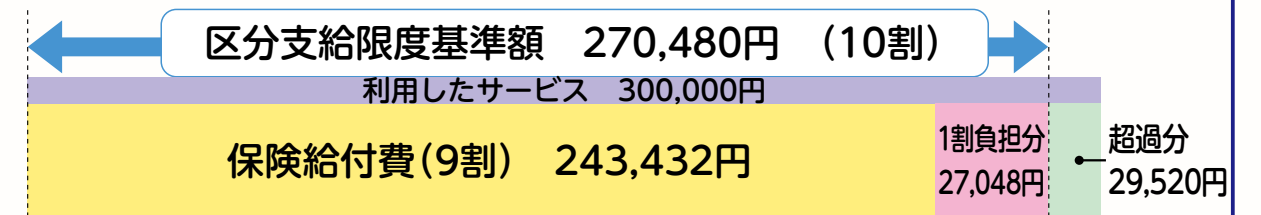
在宅サービスは、要介護等状態区別に、介護保険で利用できる区分支給限度基準額が決められています。限度額の範囲内でサービスを利用する場合は、利用者負担は1割～3割ですが、区分支給限度基準額を超えた場合は、全額利用者負担となります。

基本チェックリストによる介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスの区分支給限度基準額は、原則として要支援1と同じ50,320円/月になります。

要介護等状態区分	在宅サービスの区分支給限度基準額/月
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

要介護3の人が30万円のサービスを利用したら…

(1割負担の場合)



1割負担分	27,048円
区分支給限度額超過分	29,520円
利用者負担額の合計 56,568円	

区分支給限度基準額に含まれない介護保険サービスがあります

- ① 居宅療養管理指導
- ② 特定施設入居者生活介護（短期入所を除く。）
- ③ 認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く。）
- ④ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑤ 福祉用具購入費
- ⑥ 住宅改修費

※サービスにかかる費用負担については、利用者負担割合1割～3割で利用できます。

利用者負担の軽減

利用者負担が高額になったとき

◆ 高額介護サービス費

1ヶ月のサービスの利用者負担の合計（同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯合計）が上限額を超えた場合には、申請によりその超えた部分が後で支給されます。申請手続きが必要で、対象になる人には介護保険課から申請書をお送りします。それ以降は該当月分を登録された口座に自動的に振り込みます。ただし、振込先を変更する場合や申請者が死亡された場合には届出が必要です。

利用者負担段階区分	利用者負担上限額（月額）
年収約 1,160 万円以上の方	140,100 円（世帯）
年収約 770 万円以上 1,160 万円未満の方	93,000 円（世帯）
年収約 383 万円以上 770 万円未満の方	44,400 円（世帯）
上記以外の市民税課税世帯の方	44,400 円（世帯）
世帯全員が市民税非課税	24,600 円（世帯）
・高齢福祉年金受給者の方 ・前年の合計所得金額＋課税年金 収入額が 80 万円以下の方等	24,600 円（世帯） 15,000 円（個人）
生活保護受給者の方等	15,000 円（個人）

高額介護サービス費の 対象とならない費用

- 施設での居住費（滞在費）・食費・日常生活費
- 住宅改修や福祉用具購入の利用者負担分
- 区分支給限度基準額を超える利用者負担額

◆ 特定入所者介護サービス費（居住費（滞在費）・食費の負担軽減） 22 ページ⇒

介護保険施設に入所やショートステイを利用する人の居住費（滞在費）・食費の軽減制度があります。

◆ 社会福祉法人による利用者負担の軽減

市民税非課税世帯で、特に生計が困難な人について、介護サービスの利用者負担（1割）と居住費（滞在費）・食費の原則 4 分の 1（生活保護受給者は個室の居住費（滞在費）に係る利用者負担の全額）を軽減します。
〈対象サービス〉
社会福祉法人等が提供する訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・介護老人福祉施設サービスなど

◆ 離島等地域における利用者負担の軽減

市民税非課税の人が離島等地域における訪問介護等を利用した場合に、利用者負担額の一部を軽減します。（通常 10% の利用者負担が 9% となります。）
〈対象サービス〉
社会福祉法人等が提供する訪問介護、総合事業ホームヘルプサービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護など

◆ 災害等による利用料の減免

災害・生計中心者の失業等により、サービス利用に係る負担が著しく困難であると認められる場合は、一定期間利用料が減免される場合があります。
〈対象者〉

- ①災害等により、住宅・家財に著しい損害を受けたとき。
- ②生活中心者の死亡・失業等により、収入が著しく減少したとき。

◆ 公費助成について

被爆者健康手帳、特定医療費（指定難病）受給者証等を持っている人に対して、介護保険サービスの一部が公費の助成対象となっています。

○ 原爆被爆者の介護保険サービスに対する公費助成の場合 〈対象サービス〉

●医療系サービス

訪問看護・訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション・短期入所療養介護
居宅療養管理指導・介護老人保健施設の入所・介護医療院の入所

●福祉系サービス

訪問介護（所得制限あり）・訪問型サービス（所得制限あり）・通所介護・通所型サービス
地域密着型通所介護・短期入所生活介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・介護老人福祉施設の入所
認知症対応型共同生活介護

※ 福祉用具貸与または購入費については、市民税非課税世帯の人に利用者負担額の 1/2 相当額（年 1 回 2 万円程度）補助する制度があります。

介護保険と医療保険の自己負担が高くなったとき

◆ 高額医療合算介護サービス費

介護保険と医療保険の一年間（毎年 8 月 1 日～翌年 7 月 31 日）の自己負担額を世帯ごとに合算し、年額の上限額を超えた場合には、申請によりその超えた部分が後で支給されます。介護保険の部分は、自己負担した比率に応じて、それぞれに按分して支給します。医療保険の部分は、その医療保険の方法に応じて支給されます。勧奨通知は 1 月頃に発送します。

	70 歳以上 （注 2）	70 歳未満 （注 2）
年収約 1,160 万円～ 標準報酬月額 83 万円以上 課税所得 690 万円以上	212 万円	212 万円
年収 770 万～ 1,160 万円 標準報酬月額 53 万～ 79 万円 課税所得 380 万円以上	141 万円	141 万円
年収 370 万～ 770 万円 標準報酬月額 28 万～ 50 万円 課税所得 145 万円以上	67 万円	67 万円
年収 156 万～ 370 万円 健康保険組合など 標準報酬月額 26 万円以下 国民健康保険 後期高齢者医療 課税所得 145 万円未満（注 1）	56 万円	60 万円
市民税世帯非課税	31 万円	34 万円
市民税世帯非課税 （所得が一定以下）	19 万円 （注 3）	

（注 1）収入の合計額が 520 万円未満（1人世帯の場合は 383 万円未満）の場合および「旧ただし書所得」の合計額が 210 万円以下の場合も含む。
（注 2）対象世帯に 70～74 歳と 70 歳未満が混在する場合、まず 70～74 歳の自己負担合算額に限度額を適用した後、残る負担額と 70 歳未満の自己負担合算額を合わせた額に限度額を適用する。
（注 3）介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は 31 万円。

サービスメニュー

介護給付に関するお問い合わせ先 **介護保険課 介護給付グループ 25 - 2626**

◇ 居宅サービス計画等について

介護予防支援	在宅で要支援者が介護予防サービスを利用する時、利用者の心身の状況や環境・希望などをもとに、地域包括支援センターの保健師などが介護予防サービス計画を作成します。また、介護予防サービス事業所などの連絡調整を行います。	利用者負担はありません
居宅介護支援	在宅で要介護者が介護サービスを利用する時、利用者の心身の状況や環境・希望などをもとに、居宅介護支援事業所のケアマネジャーが居宅サービス計画を作成します。また、介護サービス事業所などの連絡調整を行います。	

◇ 区分支給限度基準額の範囲で利用できる在宅サービス

●利用者負担の目安として、介護サービスにかかる費用の1割を示しています。

1 訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが、身の回りの世話や家事を援助します。

★利用料（概要） ※このほか各種の加算があります。



要支援 1・2	訪問型サービス（総合事業ホームヘルプサービス） 24 ページ⇒
要介護 1～5	●身体介護中心…387 円／回（30 分以上 1 時間未満） ●生活援助…220 円／回（45 分以上） ●通院等乗降介助…97 円／回

2 訪問入浴介護

要支援 1・2 要介護 1～5

事業者が移動式の浴槽を持って訪問し、入浴の介助をします。



★利用料（概要）
※このほか各種の加算があります。

要支援 1・2	1 回… 856 円
要介護 1～5	1 回…1,266 円

3 訪問看護

医師の指示に基づき、看護師などが、必要な診療の補助などをします。



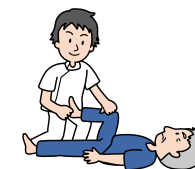
★利用料（概要） ※このほか各種の加算があります。

要支援 1・2	●訪問看護ステーション（30分以上 1 時間未満）…792 円／回 794 円／回（R6.6～） ●病院または診療所（30分以上 1 時間未満）…552 円／回 553 円／回（R6.6～）
要介護 1～5	●訪問看護ステーション（30分以上 1 時間未満）…821 円／回 823 円／回（R6.6～） ●病院または診療所（30分以上 1 時間未満）…573 円／回 574 円／回（R6.6～）

4 訪問リハビリテーション

要支援 1・2 要介護 1～5

医師の指示に基づき、理学療法士・作業療法士などが自宅に訪問し、理学療法や作業療法、その他必要なリハビリテーションをします。



★利用料（概要） ※このほか各種の加算があります。

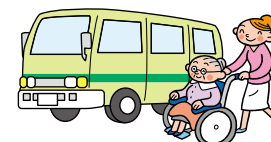
要支援 1・2	1 回307 円→298 円／回（R6.6～）
要介護 1～5	1 回307 円→308 円／回（R6.6～）

5 通所介護（デイサービス）

要介護 1～5

施設に通いながら、入浴や食事などの日常生活の世話や、機能訓練などを受けます。

★利用料（概要） ※このほか各種の加算があります。



※通常規模事業所 所要時間 7～8 時間未満の場合。
※利用料は要介護度及び利用時間によって異なります。

要支援 1・2	通所型サービス（総合事業 デイサービス）25 ページ⇒	要介護 1	658 円／回
		要介護 2	777 円／回
		要介護 3	900 円／回
		要介護 4	1,023 円／回
		要介護 5	1,148 円／回

6 通所リハビリテーション（デイケア）

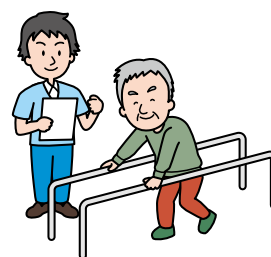
要支援 1・2

要介護 1～5

老人保健施設や病院などに通い、医師の指示に基づいた機能訓練などを受けます。

★利用料（概要） ※このほか各種の加算があります。

要支援 1	2,053 円／月 2,268 円／月（R6.6～）	要介護 1	757 円／回 762 円／月（R6.6～）
要支援 2	3,999 円／月 4,228 円／月（R6.6～）	要介護 2	897 円／回 903 円／月（R6.6～）
		要介護 3	1,039 円／回 1,046 円／月（R6.6～）
		要介護 4	1,206 円／回 1,215 円／月（R6.6～）
		要介護 5	1,369 円／回 1,379 円／月（R6.6～）



※通常規模事業所 所要時間 7～8 時間未満の場合。
※利用料は要介護度および利用時間によって異なります。

7 短期利用特定施設 入居者生活介護

要介護 1～5

有料老人ホームやケアハウスなどの特定施設で、在宅と同じように入浴・排泄・食事などの介護や機能訓練などを受けられます。

★利用料（概要）
※このほか各種の加算があります。

要介護 1	542 円／日
要介護 2	609 円／日
要介護 3	679 円／日
要介護 4	744 円／日
要介護 5	813 円／日



※宿泊費や食費は別途必要です。

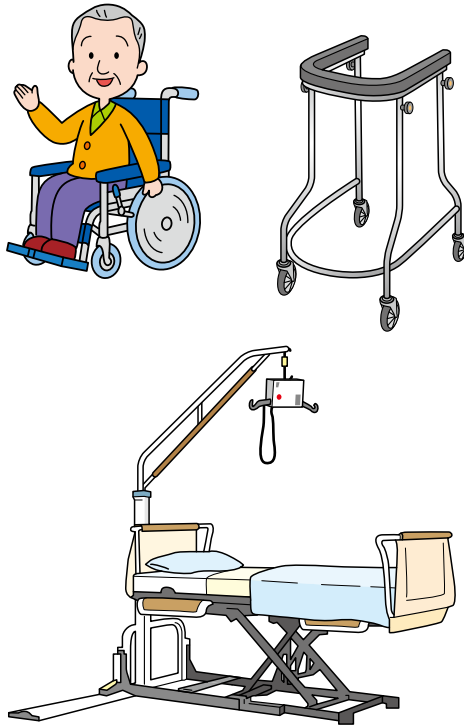
8 福祉用具貸与

要支援 1・2 要介護 1～5

福祉用具を貸与します。

※利用料は福祉用具の種目などによって異なります。要介護度により利用できない品目があります。詳しくは担当のケアマネジャーにご相談ください。

※要支援 1・2、要介護 1 の方は原則として
◆のみの利用となります。



《対象となる福祉用具》

- 車いす(自走用、介助用、普通型電動車いす)
- 車いす付属品(クッション、電動補助装置など)
- 特殊寝台(リクライニングベッドなど)
- 特殊寝台付属品
(マットレス、ベッド用手すり、サイドレール、介助用ベルトなど)
- 床ずれ防止用具(エアマットなど)
- 体位変換器(起きあがり補助装置を含む)
- ◆手すり(取り付け工事不要のもの)
- ◆スロープ(取り付け工事不要のもの)※一部購入可
- ◆歩行器※一部購入可
- ◆歩行補助つえ※一部購入可
- ◆自動排せつ処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のもの・チューブなどの交換可能部品を除く)
- 認知症老人徘徊感知機器(離床センサーを含む)
- 移動用リフト(階段移動用リフトを含む、つり具を除く)
- 自動排せつ処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)【要介護 4以上】
(チューブなどの交換可能部品を除く)

※福祉用具購入費 18ページ参照

9 短期入所生活介護

(ショートステイ)

特別養護老人ホームなどに短期間入所し、入浴・排せつ・食事などの介護や、その他の日常生活の世話、機能訓練を受けます。

要支援 1・2

要介護 1～5

★利用料(概要) ※このほか各種の加算があります。

要支援 1	451 円/日	要介護 1	603 円/日
要支援 2	561 円/日	要介護 2	672 円/日
		要介護 3	745 円/日
		要介護 4	815 円/日
		要介護 5	884 円/日

※併設型 多床室の場合
※利用料は施設の種類及び居室基準により異なります。

10 短期入所療養介護

(ショートステイ)

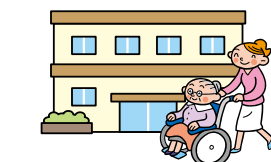
老人保健施設などに短期間入所し、看護・医学的管理下における介護・機能訓練・その他必要な医療・日常生活の世話を受けます。

要支援 1・2

要介護 1～5

★利用料(概要) ※このほか各種の加算があります。

要支援 1	613 円/日	要介護 1	830 円/日
要支援 2	774 円/日	要介護 2	880 円/日
		要介護 3	944 円/日
		要介護 4	997 円/日
		要介護 5	1,052 円/日



※老人保健施設 多床室(基本型)の場合
※利用料は施設の種類及び居室基準により異なります。

11 地域密着型通所介護

要介護 1～5

※要支援 1・2 の人は通所型サービス(総合事業デイサービス)の利用となります。⇒25ページ

事業所に通いながら、入浴や食事などの日常生活の世話や、機能訓練等を受けます。

★利用料(概要) ※このほか各種の加算があります。

要介護 1	753 円/回
要介護 2	890 円/回
要介護 3	1,032 円/回
要介護 4	1,172 円/回
要介護 5	1,312 円/回

※所要時間 7～8 時間未満の場合

12 認知症対応型通所介護

要支援 1・2

要介護 1～5

(認知症の利用者を対象とした専門的なケアを提供するサービス)

★利用料(概要) ※このほか各種の加算があります。

要支援 1	773 円/回	要介護 1	894 円/回
要支援 2	864 円/回	要介護 2	989 円/回
		要介護 3	1,086 円/回
		要介護 4	1,183 円/回
		要介護 5	1,278 円/回

※併設型 所要時間 7～8 時間未満の場合

13 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います。

★利用料(概要) ※このほか各種の加算があります。



要介護 3 の場合

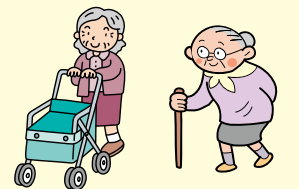
(連携型以外)
訪問看護サービスあり
.....18,948 円/月
訪問看護サービスを行わない場合
.....16,140 円/月
(連携型)
訪問介護サービスを行わない場合
.....16,140 円/月

地域密着型サービスってなに？

介護が必要になっても、住み慣れた自宅や地域から離れずに生活を維持できるように支援するサービスです。

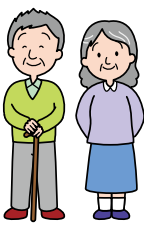
保険者である呉市の裁量でサービスの整備が行われ、呉市内の事業所からサービスが提供されます。

原則として、他の市区町村の事業者からサービスを受けられません。サービスの種類・内容は市区町村によって異なります。



(地域密着型サービス)

要支援 1・2
要介護 1～5



14 小規模多機能型居宅介護

地域にある小規模な施設への日中の「通い」を中心に、利用者の状態や希望に応じて「訪問」や「泊まり」のサービスを受けます。

★利用料（概要） ※このほか各種の加算があります。

	同一建物に居住する以外 の利用者に対して行う場合	同一建物に居住する 利用者に対して行う場合	(介護予防)短期 利用居宅介護
要支援 1	3,450 円/月	3,109 円/月	424 円/日
要支援 2	6,972 円/月	6,281 円/月	531 円/日
要介護 1	10,458 円/月	9,423 円/月	572 円/日
要介護 2	15,370 円/月	13,849 円/月	640 円/日
要介護 3	22,359 円/月	20,144 円/月	709 円/日
要介護 4	24,677 円/月	22,233 円/月	777 円/日
要介護 5	27,209 円/月	24,516 円/月	843 円/日

(地域密着型サービス)

要支援 2
要介護 1～5



15 短期利用認知症対応型共同生活介護

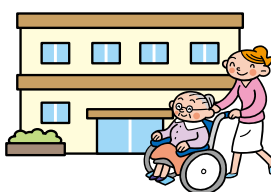
グループホームに短期間入居し、入浴・排せつ・食事などの介護や機能訓練を受けます。

★利用料（概要） ※このほか各種の加算があります。

	1 ユニット	2 ユニット
要支援 2	789 円/日	777 円/日
要介護 1	793 円/日	781 円/日
要介護 2	829 円/日	817 円/日
要介護 3	854 円/日	841 円/日
要介護 4	870 円/日	858 円/日
要介護 5	887 円/日	874 円/日

(地域密着型サービス)

要介護 1～5



16 看護小規模多機能型居宅介護

利用者の心身の状態や希望に応じて「通い」を中心として、「泊まり」「訪問(介護・看護)」のサービスが受けられます。

★利用料（概要） ※このほか各種の加算があります。

	同一建物に居住する以外 の利用者に対して行う場合	同一建物に居住する 利用者に対して行う場合	短期利用居宅介護
要介護 1	12,447 円/月	11,214 円/月	571 円/日
要介護 2	17,415 円/月	15,691 円/月	638 円/日
要介護 3	24,481 円/月	22,057 円/月	706 円/日
要介護 4	27,766 円/月	25,017 円/月	773 円/日
要介護 5	31,408 円/月	28,298 円/月	839 円/日

◆ その他区分支給限度基準額とは別枠の在宅サービス

17 居宅療養管理指導

要支援 1・2
要介護 1～5



医師・歯科医師・薬剤師などが自宅を訪問し、療養指導をします。

★利用料（概要） ※このほか各種の加算があります。

	単一建物の居住者 1 人 に対して行う場合	単一建物の居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合
医師による指導（月 2 回まで）	514 円/回 515 円/回 (R6.6～)	486 円/回 487 円/回 (R6.6～)
歯科医師による指導（月 2 回まで）	516 円/回 517 円/回 (R6.6～)	486 円/回 487 円/回 (R6.6～)
医療機関の薬剤師による指導（月 2 回まで）	565 円/回 566 円/回 (R6.6～)	416 円/回 417 円/回 (R6.6～)

18 特定施設入居者
生活介護

要支援 1・2
要介護 1～5



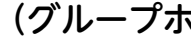
有料老人ホームやケアハウスなどに入所している人が、在宅と同じように入浴・排せつ・食事などの介護や機能訓練を受けます。外部サービス利用型として、外部の訪問系や通所系のサービスを利用する事業所があります。

★利用料（概要） ※このほか各種の加算があります。

要支援 1	183 円/日	要介護 1	542 円/日
要支援 2	313 円/日	要介護 2	609 円/日
		要介護 3	679 円/日
		要介護 4	744 円/日
		要介護 5	813 円/日

(地域密着型サービス)

要支援 2
要介護 1～5



19 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

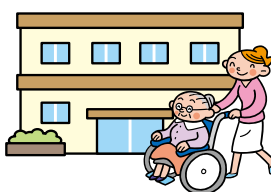
認知症の状態にある要介護者等が数人で共同生活しながら、入浴・排せつ・食事などの介護や機能訓練を受けます。

★利用料（概要） ※このほか各種の加算があります。

	1 ユニット	2 ユニット
要支援 2	761 円/日	749 円/日
要介護 1	765 円/日	753 円/日
要介護 2	801 円/日	788 円/日
要介護 3	824 円/日	812 円/日
要介護 4	841 円/日	828 円/日
要介護 5	859 円/日	845 円/日

(地域密着型サービス)

原則
要介護 3～5



20 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設です。自宅での生活が困難な人が対象で、介護や日常生活上の世話が行われます。医療はほとんど行われません。

★利用料（概要） ※このほか各種の加算があります。

	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室
要介護 3	828 円/日	828 円/日	745 円/日	745 円/日
要介護 4	901 円/日	901 円/日	817 円/日	817 円/日
要介護 5	971 円/日	971 円/日	887 円/日	887 円/日

21 福祉用具購入費

要支援 1・2 要介護 1～5

排泄つや入浴などのための福祉用具を購入したときの費用を支給します。年間 10 万円（支給額は 9 万円：1 割負担の場合）まで。

（ただし、購入できる品目と販売できる事業者が決まっています。）

◆購入対象種目

1 腰掛便座 和式トイレに置くもの・補高便座・ポータブル便座・ポータブルトイレなど	2 自動排せつ処理装置の交換可能部品 自動排せつ処理装置の尿や便の経路となる部品部分	3 入浴補助用具 入浴用いす・手すり・すのこ・入浴介助ベルト
4 簡易浴槽 工事を伴わないもの 移動浴槽	5 移動用リフトのつり具部分 リフトに取り付けるつり具	6 排泄予測支援機器 利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者又はその介護を行う者に自動で通知するもの。

7 貸与・販売の選択可能な福祉用具

固定用スロープ・歩行器（歩行車を除く）・歩行補助つえ（単点杖（松葉杖を除く）・多点杖）

購入後に申請が必要

自分に合った福祉用具を選ぶために、担当ケアマネジャーや福祉用具専門相談員とよく相談してから購入し、購入後に申請してください。

22 住宅改修費

要支援 1・2 要介護 1～5

手すりの取り付けや段差の解消など、小規模な住宅改修費を支給します。

一人につき 20 万円（支給額は 18 万円：1 割負担の場合）まで。

（ただし、改修できる内容は決まっています。）

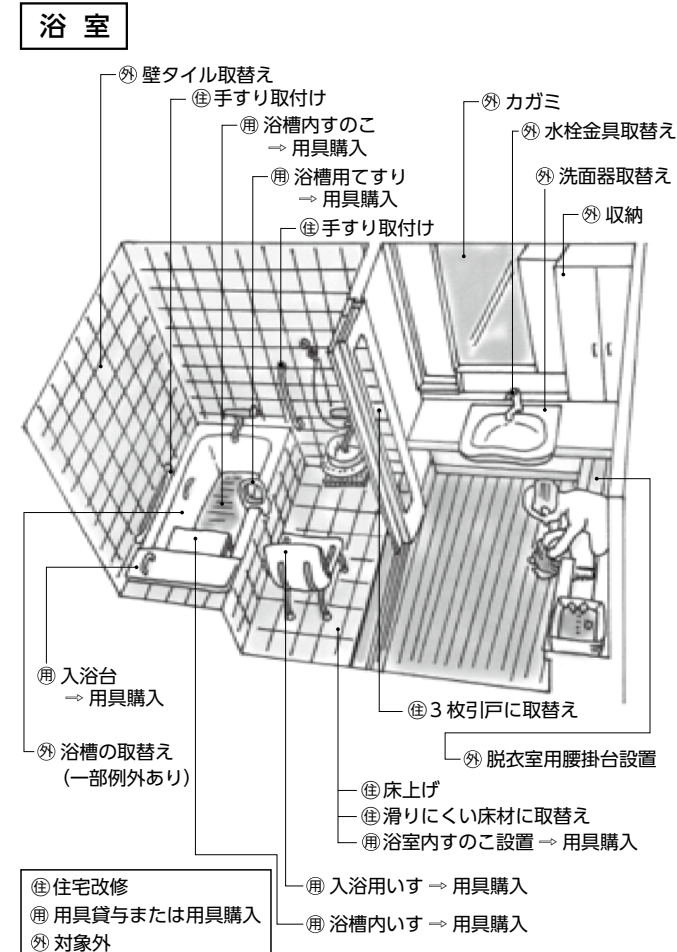
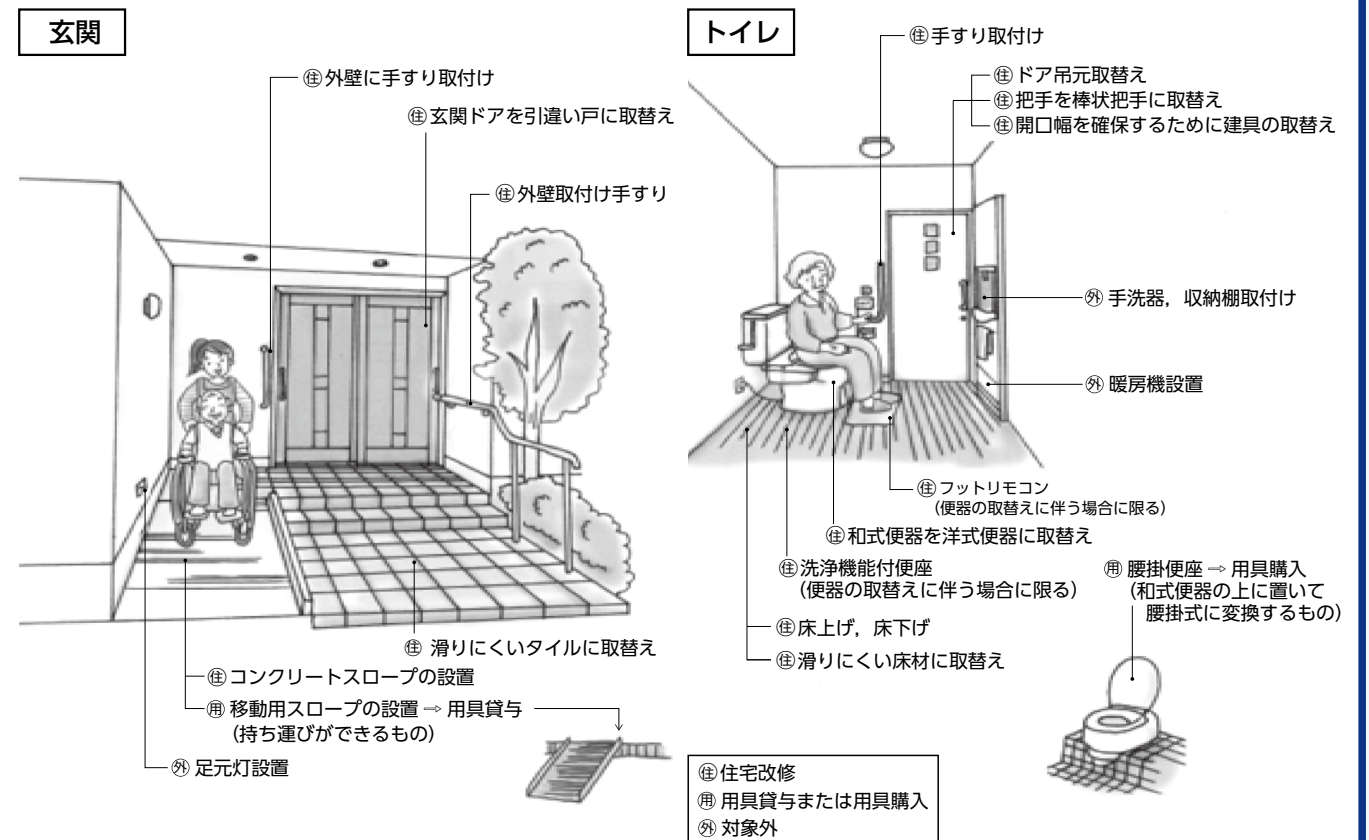
◆対象となる改修

- 手すりの取り付け
- 段差の解消（敷居を低くする・スロープの設置・床のかさ上げなど）
- 滑りの防止および移動の円滑化などの床材などの変更（滑りにくい材質への変更）
- 引き戸等への扉の変更（開き戸から引き戸、扉の撤去、ドアノブの変更・戸車の設置など）
- 洋式便器などへの便器の取替え（和式便器から洋式便器への取替え、便器の位置・向きの変更）
- その他上記の住宅改修に付帯して必要となる工事

改修前と改修後に申請が必要

改修工事前に申請が必要です。担当ケアマネジャーや福祉住環境コーディネーターとよく相談して、施工箇所や施工業者を決め、介護保険課に申請してください。

住宅改修費の給付対象となる工事例



- 利用者の住民票がある住所地の家屋が対象です。
- 複数の業者から見積りを取るなどして、適正な工事内容・工事価格であるかを確認しましょう。
- 限度額 20 万円以内であれば、数回に分けて使うことも可能です。
- 転居した場合や、介護の必要な程度の段階が 3 段階以上高くなった場合は、20 万円まで再度支給されます。
 〈例〉 要支援 2 → 要介護 3…×
 要支援 2 → 要介護 4…○

〈3 段階リセットの例外〉※この例外は一回限りです。

「介護の必要の程度」の段階	要介護状態区分
第 1 段階	要支援 1
第 2 段階	要支援 2 または 要介護 1
第 3 段階	要介護 2
第 4 段階	要介護 3
第 5 段階	要介護 4
第 6 段階	要介護 5

◆福祉用具購入費および住宅改修費の受領委任払いについて

介護保険制度では、福祉用具を購入したときや住宅改修を行ったときは、いったん、全額を指定事業者支払い、その領収書を添えて呉市に申請すれば、利用者負担額を除く9割～7割の払戻しを受けることができます。これを「償還払い」といいます。

しかし、この方法では申請してから、払戻しを受けるまでに時間がかかるため、利用者の負担が一時的に大きくなる場合があります。

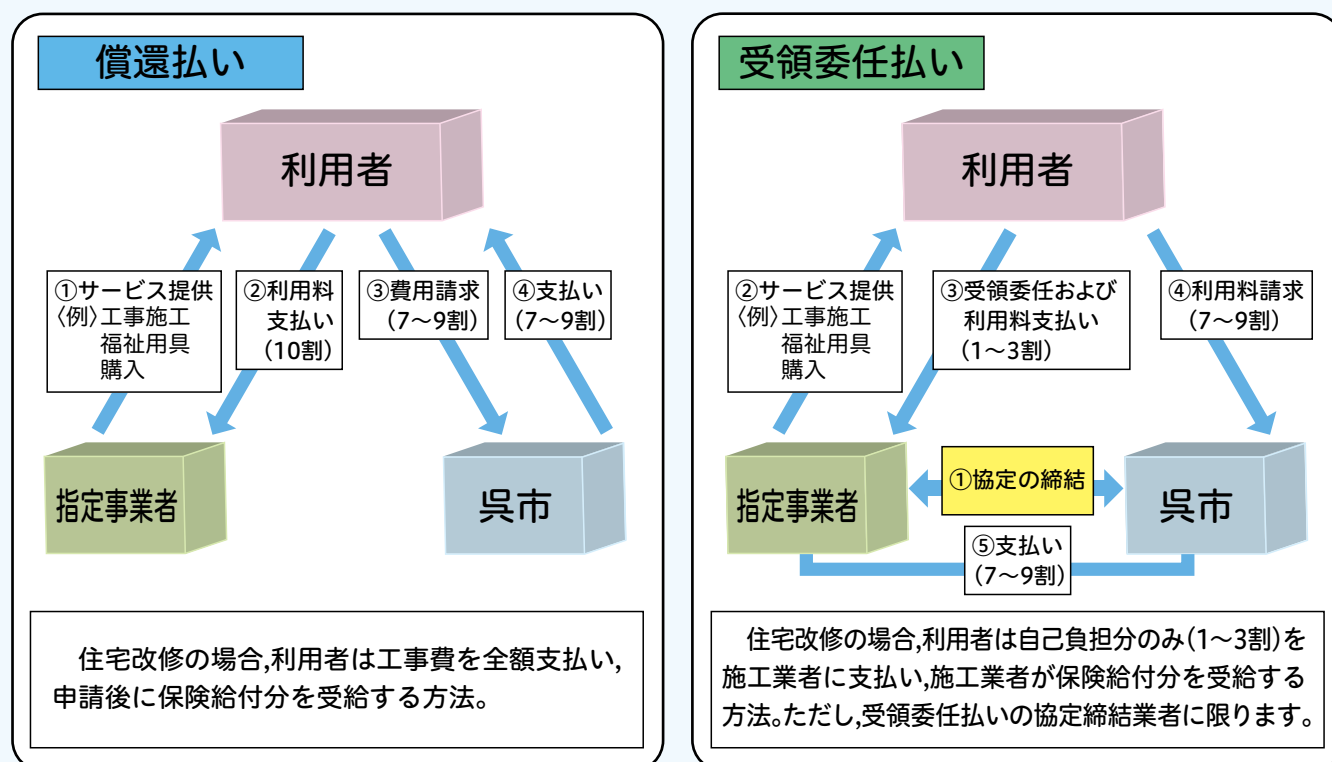
そこで、呉市では、こうした負担や心配を軽減するため、「受領委任払い」を行っています。「受領委任払い」とは、償還払いでは約2か月後に払戻しとなる介護保険の請求の権利を、指定事業者に委任することにより利用者の負担を解消するものです。

利用者負担1割の人が10万円分の福祉用具を購入する場合、「償還払い」では…

- 1 利用者が、福祉用具を購入し、指定事業者から10万円を支払い、領収書もらいます。
 - 2 利用者が、呉市（介護保険課）に領収書を添付し、申請します。
 - 3 呉市（介護保険課）が利用を確認し、利用者の口座に9万円振り込みます。
- ※ 3の作業に、申請してから最長2か月かかる場合があります。

利用者負担1割の人が10万円分の福祉用具を購入する場合、呉市が行っている「受領委任払い」では…

- 1 利用者が、福祉用具を購入し、指定事業者から1万円を支払い、領収書もらいます。
- ※ 呉市と受領委任払いの協定を結んでいる指定事業者に限ります。
- 2 利用者が、介護保険課に領収書を添付し、申請します。
 - 3 介護保険課が、利用を確認し、指定事業者の口座に9万円振り込みます。



◆施設サービス

1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 原則 要介護3～5

いつも介護が必要で、自宅での生活が困難な人が対象となる施設です。介護や日常生活上の世話が行われます。医療はほとんど行われません。

★利用料（概要） ※このほか各種の加算があります。

★1日あたりの金額です。

	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室
要介護3	815円	815円	732円	732円
要介護4	886円	886円	802円	802円
要介護5	955円	955円	871円	871円

2 介護老人保健施設 要介護1～5

病状が安定し、リハビリテーションが必要な人に介護・機能訓練を行う施設です。

★利用料（概要） ※このほか各種の加算があります。

★1日あたりの金額です。（基本型）

	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室
要介護1	802円	802円	717円	793円
要介護2	848円	848円	763円	843円
要介護3	913円	913円	828円	908円
要介護4	968円	968円	883円	961円
要介護5	1,018円	1,018円	932円	1,012円

3 介護医療院 要介護1～5

長期間にわたり療養が必要な人に、医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

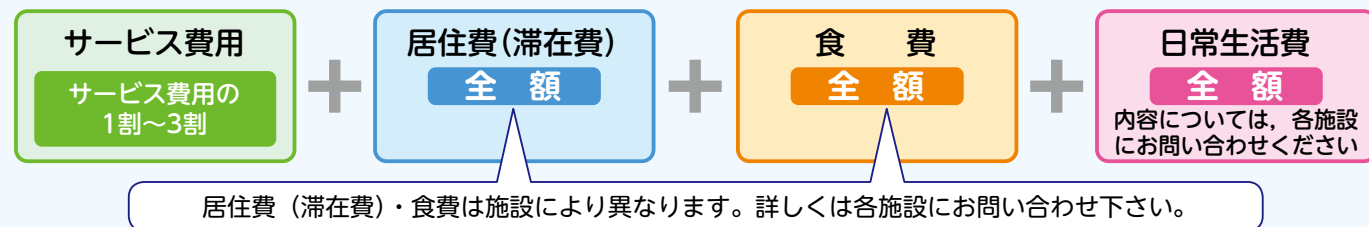
★利用料（概要） ※このほか各種の加算があります。

★1日あたりの金額です。（I型）

	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室
要介護1	850円	850円	721円	833円
要介護2	960円	960円	832円	943円
要介護3	1,199円	1,199円	1,070円	1,182円
要介護4	1,300円	1,300円	1,172円	1,283円
要介護5	1,392円	1,392円	1,263円	1,375円

施設サービスを利用する場合の費用について

施設を利用したサービスの場合、サービス費用の1割～3割に加えて、居住費等、食費、日常生活費を施設に支払います。



居室の種類については、右表のように分けられます。また、居室の種類によって、居住費（滞在費）の内訳は異なります。

居 室 の 種 類	
ユニット型個室	共有リビングがある完全個室部屋
ユニット型個室的多床室	共有リビングがある簡易個室部屋
従来型個室	共有リビングがない個室部屋
多床室	相部屋

◆ 特定入所者介護サービス費（居住費（滞在費）・食費の負担軽減）

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）やショートステイを利用する人の居住費（滞在費）・食費については本人による負担が原則ですが、所得の低い人については、居住費（滞在費）・食費の負担軽減を行っています。

世帯全員（世帯分離をしている配偶者、内縁関係を含む。）の市民税が非課税で、かつ預貯金等が基準額以下の場合には申請が必要です。有効期間は7月31日までとなっていますので、毎年、負担限度額認定申請が必要です。

なお、居住費（滞在費）・食費は下表のようになります。

令和6年7月まで

利用者負担段階		居住費						食費 (1日 当たり)				
		ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型個室		多床室						
				特養※1	特養以外※2	特養※1	特養以外※2					
第1 段階	●生活保護受給者 ●世帯全員が市民税非課税であり、老齢福祉年金受給者 ●預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下	820円	490円	320円	490円	0円	0円	300円				
第2 段階	●世帯全員が市民税非課税であり、年金収入額とその他合計所得金額の合計が年間で80万円以下の人 ●預貯金等が単身で650万円、夫婦で1,650万円以下 ※3	820円	490円	420円	490円	370円	370円	ショート 600円 施設入所時 390円				
第3 段階 ①	●世帯全員が市民税非課税であり、年金収入額とその他合計所得金額の合計が年間で80万超120万円以下の人 ●預貯金等が単身で550万円、夫婦で1,550万円以下 ※3	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	370円	ショート 1,000円 施設入所時 650円				
第3 段階 ②	●世帯全員が市民税非課税であり、年金収入額とその他合計所得金額の合計が年間で120万円超の人 ●預貯金等が単身で500万円、夫婦で1,500万円以下 ※3	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	370円	ショート 1,300円 施設入所時 1,360円				
基準費用額		居住費(滞在費)・食費の標準的な金額				2,006円	1,668円	1,171円	1,668円	855円	377円	1,445円

令和6年8月から 食費と居住費の助成について、助成を受けていない施設入所者や在宅で介護を受けている方との公平性の観点から次のとおり変更されます。

利用者負担段階		居住費						食費 (1日 当たり)
		ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型個室		多床室		
				特養※1	特養以外※2	特養※1	特養以外※2	
第1 段階	●生活保護受給者 ●世帯全員が市民税非課税であり、老齢福祉年金受給者 ●預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下	880円	550円	380円	550円	0円	0円	300円
第2 段階	●世帯全員が市民税非課税であり、年金収入額とその他合計所得金額の合計が年間で80万円以下の人 ●預貯金等が単身で650万円、夫婦で1,650万円以下 ※3	880円	550円	480円	550円	430円	430円	ショート 600円 施設入所時 390円
第3 段階 ①	●世帯全員が市民税非課税であり、年金収入額とその他合計所得金額の合計が年間で80万超120万円以下の人 ●預貯金等が単身で550万円、夫婦で1,550万円以下 ※3	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	430円	ショート 1,000円 施設入所時 650円
第3 段階 ②	●世帯全員が市民税非課税であり、年金収入額とその他合計所得金額の合計が年間で120万円超の人 ●預貯金等が単身で500万円、夫婦で1,500万円以下 ※3	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	430円	ショート 1,300円 施設入所時 1,360円
基準費用額		居住費(滞在費)・食費の標準的な金額						
		2,066円	1,728円	1,231円	1,728円	915円	437円	1,445円

令和7年8月から 介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護の多床室のうち室料を徴収する場合は、基準費用額（居住費）が437円から697円に変更になります。

※1 特養とは介護老人福祉施設のことで。 ※2『特養以外』は、介護老人保健施設・介護医療院のことで。
※3 第2号被保険者については、預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下。

◆ 市民税課税層における居住費・食費の特例減額措置

市民税課税世帯（世帯分離をしている配偶者、内縁関係を含む。）の人は、居住費・食費の負担軽減はありませんが、夫婦どちらかが介護保険施設または地域密着型老人福祉施設に入所して居住費・食費を負担した結果、一定の要件を満たす人は、在宅で生活する配偶者等の生活が困難にならないように、負担軽減が受けられます。

◆ 高齢者向けの住まいについて

種 類	施設の概要	お問い合わせ先
養護老人ホーム	65歳以上の、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な人で、呉市が必要と認めた場合に入所できます。自立した生活を営むことができるよう指導や支援を行っています。	高齢者支援課 高齢福祉グループ 25-3139
有料老人ホーム	高齢者の入居および介護等サービスを一体的に提供する施設です。「介護付」「住宅型」「健康型」など目的に応じた住まいを選ぶことができます。	有料老人ホームへ直接 お問い合わせください
サービス付き 高齢者向け住宅	60歳以上または要支援・要介護の認定を受けている人が対象です。バリアフリー構造で、安否確認や生活相談サービスを提供する住宅です。生活支援や介護・医療の提供は施設ごとに異なります。	住宅政策課 企画・空き家対策グループ 25-3830
軽費老人ホーム	60歳以上で、身体機能の低下により生活上の不安があり、家族の支援を受けることが困難な人が対象です。軽費老人ホームのうち、ケアハウスは収入に応じた料金で、住まいと食事・見守りのサービスを受けることができます。	軽費老人ホームに直接 お問い合わせください
生活支援ハウス	60歳以上のひとり暮らし、または夫婦のみの世帯で、家族の支援を受けることが困難であって、独立した生活に不安な人が対象です。生活援助員が配置され、生活指導や緊急時の対応を行っています。	高齢者支援課 高齢福祉グループ 25-3139
シルバー ハウジング	60歳以上のひとり暮らし、または夫婦のみの世帯が対象です。バリアフリー対応の公的賃貸住宅で、生活援助員が配置され、生活指導や緊急時の対応を行っています。	高齢者支援課 高齢福祉グループ 25-3139

介護サービス相談員派遣事業を実施しています

呉市では、市に登録された介護サービス相談員が介護保険サービス事業所、介護保険施設および有料老人ホーム等の施設を訪問し、利用者やその家族からサービスを利用して感じている悩み・要望・不満などを聞かせていただいています。

行政やサービス事業所とは違う第三者の立場で、利用者からの話を聞いたのち、必要に応じてサービス事業所や行政に、利用者や家族の思いを伝え、問題の改善や介護保険サービスの質の向上等を図っています。
(匿名の希望がある場合は配慮をしています。)

介護保険課の窓口や電話でも、介護サービス相談員による介護サービスについての困りごとや心配ごとの相談を受けています。

介護サービスを
利用している皆さんへ



介護サービス
相談員
キャラクター
クーちゃん

お問い合わせ先 介護保険課（介護サービス相談窓口） 25 - 3137

◇ 介護予防・日常生活支援総合事業

総合事業とは

総合事業は、住み慣れた地域でいつまでも元気で自立した生活を送ることができるよう、高齢者の日常生活の支援（介護予防・生活支援サービス事業）と介護予防事業（26、27 ページ）の二つからなる制度です。

ご自身の持つ能力を最大限に活かしながら、一人ひとりの状態にあったサービスを利用したり、要介護状態となることを予防するために、自立へ向けた自分自身の目標を定め、その達成に向けて積極的に健康づくりに取り組むことができます。

総合事業のサービスに関するお問い合わせ先 **高齢者支援課 介護予防グループ 25-3149**

介護予防・生活支援サービスを利用するには

要介護（要支援）認定を受けて要支援1・2に該当するか、基本チェックリストを受けて事業対象者となる必要があります。

まずは、お住まいの地域を担当する高齢者相談室（地域包括支援センター）（35 ページ）か、介護保険課へお問い合わせください。

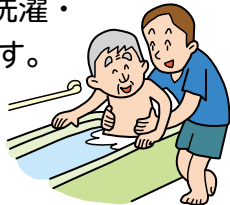
総合事業の申請に関するお問い合わせ先 **介護保険課 介護認定グループ 25-3175**

介護予防・生活支援サービス

【訪問型サービス】

1 総合事業ホームヘルプサービス （介護予防訪問介護相当のサービス）

ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、入浴・食事などの介護や、調理・洗濯・掃除などの家事を援助します。



利用料

※ 1ヶ月あたりのめやす

利用できる人	事業対象者 要支援1・2		
	利用頻度	週1回程度	週2回程度 週2回を超える程度
1割負担		1,176 円	2,349 円
2割負担		2,352 円	4,698 円
3割負担		3,528 円	7,047 円

※加算により自己負担額が変動することがあります。

2 生活支援ホームヘルプサービス （基準緩和によるサービス）

ホームヘルパーなど（一定の研修を修了した従事者）が家庭を訪問し、調理・洗濯・掃除などの家事を援助します。

※身体介護は行いません。



利用料

※ 1回あたりのめやす

利用できる人	事業対象者 要支援 1・2	
	所要時間 20 分以上 45 分未満	45 分以上
1 割負担	179 円	225 円
2 割負担	358 円	450 円
3 割負担	537 円	675 円

※加算により自己負担額が変動することがあります。

3 短期集中訪問サービス

リハビリテーション専門職が、家庭を訪問し、利用者の状態に応じた助言を行うなど、自立にむけた、サポートを行います。

4 支え合いホームヘルプサービス （住民主体によるサービス）

ボランティア団体などが、軽微な生活援助などを行います。
サービス内容や利用料金は、実施団体ごとに異なります。

※サービスの例：草取り、家具や家電の移動、話し相手、電球交換 など



【通所型サービス】

5 総合事業デイサービス （介護予防通所介護相当のサービス）

施設に通いながら、入浴や食事などの日常生活のお世話や機能訓練などを受けます。



送迎 あり 利用料

※ 1ヶ月あたりのめやす

利用できる人	事業対象者 要支援1	要支援2	事業対象者 要支援2
	週1回程度		週2回程度又は 週2回を超える程度
1割負担	1,798 円	1,811 円	3,621 円
2割負担	3,596 円	3,622 円	7,242 円
3割負担	5,394 円	5,433 円	10,863 円

※食費、日常生活費が別途必要になります。

※加算により自己負担額が変動することがあります。

6 運動型デイサービス （緩和基準によるサービス）

楽しく体力づくり教室…呉市と契約する民間スポーツ施設で気軽に体力づくりに取り組むことができます。

利用料

30分	50 円／1回あたり
60分	100 円／1回あたり

7 短期集中通所サービス

通所リハビリテーション施設などで、専門家が利用者の状態に合わせた個別プログラムを組み、リハビリテーションを行います。

65歳以上の全ての人が利用できます。

●筋力や口腔機能の維持・向上，認知症予防のための教室等

お問い合わせ先 高齢者支援課 介護予防グループ **25 - 3104**

※実施日，場所，申込方法などは開催時期に応じて，随時市政だよりに掲載します。

高齢者マシントレーニング教室

内 容	高齢者向けのトレーニングマシンなどを使用し，トレーニングを行います。転倒による骨折予防や筋力の維持・向上を図るための教室です。
利用回数	週1回もしくは月2回（全12回程度。※実施場所により異なります。）
利用料	無料

からだ元気アップ教室

内 容	家庭でできる運動で，筋力の維持・向上や歩行能力の改善を図ります。トレーニングマシンを使用しない教室です。
利用回数	週1回もしくは月2回（全12回程度。※実施場所により異なります。）
利用料	無料

すこやかサロン

内 容	まちづくりセンターなどにおいて，家に閉じこもりがちな高齢者などに対し，介護予防（主に閉じこもり，認知症予防）を目的として，健康教育，軽体操，レクリエーションなどを実施します。
利用回数	週1回（6か月間程度）
利用料	材料費など実費負担があります。

きてくれサロン

内 容	介護保険施設などで，家に閉じこもりがちな高齢者などに対し，介護予防（主に閉じこもり，認知症予防）を目的として，健康教育，軽体操，レクリエーションなどを実施します。
利用回数	実施場所により異なります。
利用料	1回 実施形態により50円もしくは100円 ※その他，内容により実費負担があります。

口腔ケア ミニ講演会

内 容	歯や口の疾患を予防し，口腔機能を維持するため，誤えん性肺炎（誤えん：飲食物が誤って気管に入ってしまうこと）などの全身疾患の予防方法について学びます。
利用料	無料



65歳以上の全ての人が利用できます。

●筋力や口腔機能の維持・向上，栄養改善のための教室等

お問い合わせ先 35 ページの高齢者相談室（地域包括支援センター）

おたっしゃ筋力アップ教室

内 容	介護予防全般（運動器の機能向上・栄養改善・口腔ケア）に関する総合・実践講座です。 自宅から歩いて行ける場所で介護予防に取り組むことができます。教室終了後は自分たちで筋力の維持・向上ができるよう支援を行います。
利用回数	1か月～3か月（※実施場所により異なります。）
利用料	無料

貯筋グループ

内 容	自宅で歩いて行くことができる地域で，地域の人々が主体となって，いきいき百歳体操等の筋力アップを目的とした活動を継続する5名以上のグループです。
実施頻度	週1回程度
利用料	実施グループにより異なります。
その他	実施場所を増やしています。実施を希望される方は，35 ページの高齢者相談室（地域包括支援センター）へお問い合わせください。

●閉じこもり防止や認知症予防を目的とした教室・サロン

※実施日，場所，申込方法などは開催時期に応じて，随時市政だよりに掲載します。

認知症予防教室

内 容	まちづくりセンターなどにおいて行われる，認知症についての正しい理解や予防などに関する教室です。
利用回数	実施地域により異なります。
利用料	無料

ふれあい・いきいきサロン

内 容	地域の人々が老人集会所などで自発的に行っているサロンです。軽体操やレクリエーションなどを実施します。
利用者	全ての地域住民が利用できます。
利用料	実施地域により異なります。
その他	実施日，場所，申し込み方法などは呉市社会福祉協議会へお問い合わせください。（25 - 3505）

◇ 安心でき、信頼を得られる制度づくりに向けて(呉市の取組)

◆ 市町村特別給付

介護者の病気など、特別な事情により介護することが一時的に困難となり、要介護者等が居宅において日常生活を継続して営むことが困難であると認められるときは、3か月以内の必要な期間、区分支給限度基準額を超えて居宅サービスを利用することができる制度（区分支給限度基準額を超える部分も、1割～3割で利用可能）です。

担当ケアマネジャーにご相談ください。

◆ 介護給付費のお知らせ

呉市では、介護保険事業への理解を深めていただくため、「介護給付費等のお知らせ」を送付しています。

「介護給付費」とその月のサービス利用票（※）、サービス事業者が発行した領収書を比べ、サービス内容などが一致しているか確認してみましょう。

利用されたサービスの内容・回数などで疑問などがありましたら、介護保険課までご連絡ください。

※サービス利用票…担当ケアマネジャーから交付されています。



【様式例】

〒737-0001
呉市阿賀北1丁目○番○号

呉市 太郎 様

介護給付費等のお知らせ

あなたが、令和6年1月から令和6年6月までに利用された、介護保険サービス費等は、次のとおりです。お知らせします。

利用月	サービス種類	サービス事業所	日数・回数	費用額(円)	自己負担額(円)
令和6年1月	訪問介護	〇〇訪問介護事業所	9	40,030	4,003
令和6年1月	通所リハビリテーション	△△病院	9	48,890	4,889
令和6年1月	福祉用具貸与	□□福祉用具貸与事業所	4	11,980	1,198
令和6年1月	居宅介護支援	○△居宅介護支援事業所	1	13,980	0
・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・

お問い合わせ先 **介護保険課 介護給付グループ 25 - 2626**

◆ 地域介護教室

高齢者を介護している家族や介護に関心のある人を対象に、介護方法や制度などについての知識・技術の普及を図るとともに、介護者相互の交流・情報交換を促進し、地域で支え合うまちづくりの輪を広げていきます。

◆ 認知症サポーター養成講座

認知症を正しく理解し、認知症の人やそのご家族を地域において見守り、支えていく認知症サポーターを養成していきます。

認知症サポーターは、主に地域における声かけや見守りなどを行い、高齢者などを地域で支えるまちづくりを推進します。

◆ オレンジサポーター養成講座

認知症の人とそのご家族の応援者である「認知症サポーター」から一歩進んで、認知症の人を実際に支援する知識・技能を持ったオレンジサポーターを養成していきます。

◆ 認知症高齢者の見守りを支援 【GPS 端末機の購入費補助】

認知症の人が、ひとり歩きによって道に迷うなどの事故に遭うのを防ぐため、位置情報探索システム（GPS）機能端末機の購入費などを補助します。

お問い合わせ先 **高齢者支援課 地域包括ケアグループ 25 - 5694**

◆ 紙おむつ購入助成券支給事業

65歳以上で呉市内に住所を有し、在宅で生活している要介護3以上で常時おむつが必要な人又はその人を介護する親族等に紙おむつを購入する場合に使用できる助成券を支給します。

ただし、次のいずれかに該当する者は対象外となります。

- ① いきいきパス（敬老又は障害者）、福祉タクシー乗車券又は心身障害者紙おむつ購入助成券の交付を受けている人
- ② 介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院）、養護老人ホーム又は障害者支援施設に入所している人若しくは長期療養が必要で入院している人
- ③ 呉市外で生活している人（入院、入所等）

◆ 軽度生活援助短期入所（ショートステイ）事業

65歳以上の日常生活に支障のある高齢者と同居する家族が、病気などにより一時的にお世話ができなくなった場合やひとり暮らしの高齢者が一時的に在宅での生活が困難になった場合に、養護老人ホームあるいは特別養護老人ホームへの短期の入所サービスを提供することにより、高齢者の在宅生活継続を支援します。（要介護認定のない高齢者が対象です。要介護認定のある高齢者は14ページをご確認ください。）

◆ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度に関する普及啓発を行うとともに、認知症などにより判断能力が不十分になった高齢者の権利擁護および財産保全の観点から、成年後見制度の利用を支援します。

◆ 家族介護慰労金支給事業

1年以上呉市内に住民票を有し、かつ過去1年間（入院期間を除く。）介護保険サービスを利用していない（7日以内のショートステイ利用を除く。）要介護4または5の高齢者を介護している市民税非課税世帯の同居の家族を対象に、家族介護慰労金を支給します。

お問い合わせ先 **高齢者支援課 高齢福祉グループ 25 - 3139**

介護保険以外にも次のようなサービスがあります。

◆ 電磁調理器や火災報知器の給付

65歳以上であって、心身の機能低下に伴い、日常生活を営むのに支障のある高齢者やひとり暮らし高齢者などに対し、電磁調理器や火災報知器を給付して、日常生活が少しでも過ごしやすくなるよう支援します。

◆ 緊急通報装置の給付

緊急時に不安をかかえる65歳以上のひとり暮らし高齢者などに対し、消防局へ直接通報する緊急通報装置を給付して、急病などの緊急時に迅速に対応します。

◆ バス運賃の助成

70歳以上の高齢者が、呉市内のバスを利用するときに、運賃の一部を助成し、高齢者の閉じこもり防止や社会参加の促進を図ります（申請が必要です。）。

ただし、福祉タクシー乗車券や紙おむつ購入助成券の交付、心身障害者のバス運賃助成を受けている人は対象外となります。

お問い合わせ先 **高齢者支援課 高齢福祉グループ 25 - 3139**

◇ 保険料の決め方・納め方

介護保険料に関するお問い合わせ先
介護保険課 介護保険料グループ
25 - 3176

65 歳になったら

65 歳になったら、誕生月の翌月初め（1 日生まれの人はその月）に「介護保険被保険者証」が一人ひとりに届きます。この「介護保険被保険者証」は、介護サービスを利用するための要介護（要支援）認定申請や、基本チェックリストで総合事業を利用する際に必要になりますので、記載事項を確認の上、保管しておいてください。

また、同月には、「介護保険料納入通知書」が届きます（ただし、4・5 月が誕生月の人は 7 月に届きます。）。誕生月から月割りされた保険料を納めていただきます。

介護保険料のしくみ

65 歳以上の人（第 1 号被保険者）の保険料は、介護サービスを提供するのに必要な費用などをもとに算出しています。また、65 歳以上の人と、40 歳以上 64 歳以下の人（第 2 号被保険者）では、保険料や納付方法が異なります。

介護保険の財源は、65 歳以上の人 が 23%、40 歳以上 64 歳以下の人 が 27%、残りの 50% を国・県・市が負担しています。



65 歳以上の人

（第 1 号被保険者）

保険料は、みなさんの所得・課税の状況により異なります。
また、市町村単位で設定されます。

納め方

年金額	納付方法	納付月
年金が 年額 18 万円（月額 1 万 5 千円） 以上の人	特別徴収 年金からあらかじめ引き去り されます。	4 月・6 月・8 月・10 月・12 月・ 2 月
年金が 年額 18 万円（月額 1 万 5 千円） に満たない人	普通徴収 次のいずれかの方法で納付します。 ① 納付書で金融機関（ゆうちょ銀行を 含む）、コンビニ、スマホアプリ、呉 市役所 1 階、各市民センターへ納付 ② 口座振替で納付	7 月・8 月・9 月・10 月・11 月・ 12 月・1 月・2 月・3 月 (7 月から翌年 3 月までの年 9 回)

※特別徴収の対象となる年金は、老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金です。

※年金から引き去りできるのは翌年度（開始月は誕生日・転入日等によって異なります。）からです。

それまでは、納付書で納めてください。

※年金の年額が 18 万円以上の人でも、次の場合は年金から引き去りできません。

○年度の途中で 65 歳となったとき。

○年度の途中で呉市に転入したとき。

○年度の途中で保険料段階が変更となったとき。

※その他、年金の受給状況などによっては、年金から引き去りできない場合があります。

保険料

決め方

〈令和 6 年度～令和 8 年度〉

段階	対象者	割合	保険料年額
第 1 段階	生活保護を受給している人 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している人 世帯全員が市民税非課税で課税年金収入金額とその他の 合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	基準額× 0.24 [基準額× 0.41]	15,840 円 [27,060 円]
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入金額とその他の 合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下の人	基準額× 0.42 [基準額× 0.62]	27,720 円 [40,920 円]
第 3 段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入金額とその他の 合計所得金額の合計が 120 万円超の人	基準額× 0.65 [基準額× 0.655]	42,900 円 [43,230 円]
第 4 段階	市民税課税世帯で本人が市民税非課税（課税年金収入金額 + その他の合計所得金額の合計が 80 万円以下）の人	基準額× 0.75	49,500 円
第 5 段階	市民税課税世帯で本人が市民税非課税（課税年金収入金額 + その他の合計所得金額の合計が 80 万円超）の人	基準額	66,000 円
第 6 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 135 万円未満の人	基準額× 1.10	72,600 円
第 7 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 135 万円以上 210 万 円未満の人	基準額× 1.25	82,500 円
第 8 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 210 万円以上 310 万 円未満の人	基準額× 1.50	99,000 円
第 9 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 310 万円以上 410 万 円未満の人	基準額× 1.60	105,600 円
第 10 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 410 万円以上 510 万 円未満の人	基準額× 1.70	112,200 円
第 11 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 510 万円以上 610 万 円未満の人	基準額× 1.85	122,100 円
第 12 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 610 万円以上 710 万 円未満の人	基準額× 2.00	132,000 円
第 13 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 710 万円以上 810 万 円未満の人	基準額× 2.15	141,900 円
第 14 段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 810 万円以上の人	基準額× 2.30	151,800 円

第 1 段階から第 3 段階の〔 〕内は、公費投入による軽減が行われる前の割合及び保険料年額です。

※課税年金収入金額とは？

公的年金等（遺族・障害年金等の非課税年金を除く。）の金額です。

※合計所得金額とは？

収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります。）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。ただし、長期譲渡所得および短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除した額を用います。

※その他の合計所得金額とは？

合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額です。（第 1 ～第 5 段階については平成 30 年度税制改正に伴う所得指標の見直しを反映させた後の金額）

普通徴収の人は口座振替が便利です

口座振替を希望される人は…

① 介護保険被保険者証または納付書

② 通帳 ③ 印鑑（通帳の届出印）

これらを持って市指定の金融機関（ゆうちょ銀行含む）で、申込みしてください。

口座引き落としを開始する月の上旬には、口座振替を始めるお知らせをお送りします。

保険料の減免について

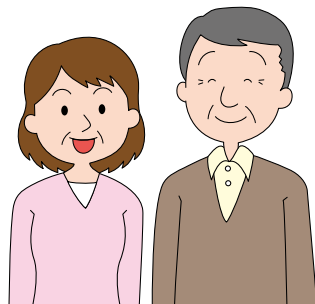
災害や火災などにより著しい損害を受けられた人、特別な事情により収入が著しく減少し生活が困難となられた人、その他保険料の納付についてのご相談は、介護保険料グループ（25-3176）へご連絡ください。

保険料を滞納すると

災害など特別な事情がないのに介護保険料の滞納が続くような場合は、次のような措置がとられます。納め忘れに注意しましょう（滞納の年数によって措置がかわります。）。

1年間滞納した場合	介護サービスの利用料が、いったん全額利用者負担になります。
1年6か月間滞納した場合	一時的に介護保険給付が差し止められます。なお滞納が続く場合には、差し止められた介護保険給付額から滞納分を控除することがあります。
2年以上滞納した場合	介護保険料未納期間に応じて利用者負担が3割または4割に引き上げられたり、高額介護サービス費および特定入所者介護サービス費等（負担限度額）が受けられなくなります。

40歳以上64歳以下の人



40歳以上 64歳以下の人 (第2号被保険者)

保険料は、みなさんの加入している健康保険の種類により異なります。

【会社などの健康保険に加入している人】

医療保険の保険料（一般保険料）と合わせて、1つの健康保険の保険料として徴収されます。

詳しくは、加入している健康保険組合等へお問い合わせください。

【国民健康保険に加入している人】

国民健康保険の医療分と介護分の合算額を、国民健康保険料として世帯主が納めます。

詳しくは保険年金課（25-3153）へお問い合わせください。

◇ 認知症と共に生きるまち（認知症パッケージ事業）の推進

認知症になっても誰もが住み慣れたまち（自宅）で安心して暮らし続けることができるよう、認知症に対する偏見の解消や早期に医療機関につながる市民の意識変化を目指し、従来までの取組を拡充して「認知症パッケージ事業」として一体的に実施します。

①発症予防—認知症の発症を遅らせる—

生活習慣病予防

聞こえのサポート

運動器機能向上・口腔機能向上・栄養改善



住民主体で実施する介護予防の充実

リハビリテーション専門職等との連携

介護予防による地域づくり推進員（8箇所）

③生活支援・重症化予防

- 相談支援
- 医療・介護・住民等と連携体制の構築
- 認知症の人の社会参加支援
- 認知症の人が必要とする資源の創出

認知症サポーター養成

医療・介護の意思決定支援

必要なサービス・支援のマッチング



- ・ 包括的支援推進員（8箇所）
- ・ 在宅医療・介護連携推進コーディネーター
- ・ チームオレンジコーディネーター

②早期発見—認知症スクリーニング検査—

※ 対象：65～80歳の市民

第1段階

呉市内の調剤薬局や通いの場で「認知症スクリーニング検査」を実施

認知症の疑いの有無を確認

もの忘れ相談対応医療機関

疑いのある人

連携

第2段階

認知症専門医療機関

認知症機能精密検診を実施し、
認知症の確定診断を行う



認知症と診断された人等、呉市が対象者を設定し、登録した対象者に損害賠償金、訴訟費用等を補償

登録

④介護者支援

- 相談支援
- 認知症の家族の交流会
- コミュニケーション技法伝達研修（ユマニチュード等）
- 医療・介護関係者への対応力向上支援
- GPS導入補助

⑤補償（認知症の人が起こした事故）

認知症事故救済制度

最高3億円

最高3千万円

<対象者>
認知症と診断され、登録した人

①個人賠償責任保険

対象者が損害賠償責任を伴う事故を起こした場合

②交通事故傷害補償

対象者が事故で死亡・後遺症を残した場合

<対象者>
被害を受けた全市民

③補償制度費用保険

被害を受けた場合の見舞金（給付金）
賠償責任の有無にかかわらず支払（被害者救済）
その後、賠償責任があれば賠償責任保険より支払い

保険料を
呉市が負担

お問い合わせ先 高齢者支援課 地域包括ケアグループ **25-3138**

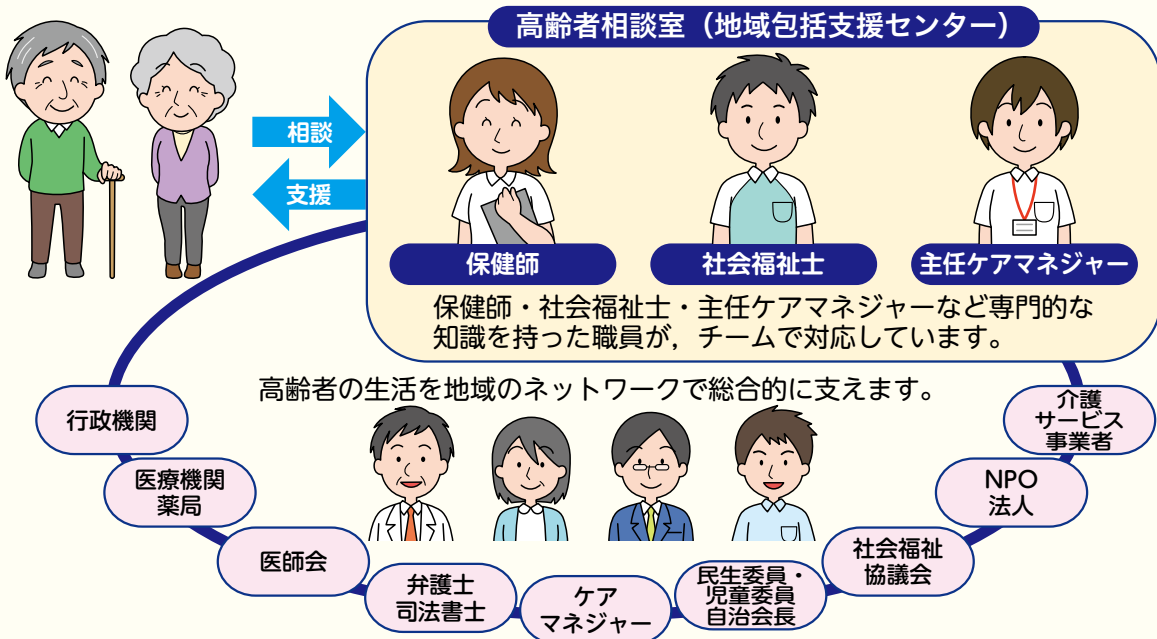
高齢者相談室(地域包括支援センター) ～地域の高齢者の総合相談窓口～

高齢者相談室(地域包括支援センター)とは

高齢者相談室(地域包括支援センター)は、呉市が委託して設置された機関で、地域で暮らす高齢者をさまざまな面から支える総合相談窓口です。

「地域包括ケア」を支える中核機関として、専門職(保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー)を配置し、日常生活圏域ごとに市内8箇所に設置しています。

介護・保健・医療・福祉に関することなど、お気軽にご相談ください。



高齢者相談室(地域包括支援センター)

地区(高齢者相談室名)	連絡先	所在地
中央(中央地域高齢者相談室)	20-6307	呉市本町 9-13
天応・吉浦(天応・吉浦地域高齢者相談室)	31-8390	呉市狩留賀町 3-16
昭和(昭和地域高齢者相談室)	30-5666	呉市焼山西 3-4-17
宮原・警固屋(宮原・警固屋地域高齢者相談室)	27-5444	呉市警固屋 3-6-29
阿賀・広・仁方・郷原(東部地域高齢者相談室)	76-3333	呉市広古新開 広市民センター 2 階
川尻・安浦(川尻・安浦地域高齢者相談室)	70-6662	呉市安浦町中央 1-3-17
下蒲刈・蒲刈・豊浜・豊(安芸灘地域高齢者相談室)	66-1115	呉市蒲刈町宮盛 1-2 蒲刈市民センター内
音戸・倉橋(音戸・倉橋地域高齢者相談室)	27-8980	呉市音戸町高須 3-7-15 総合ケアセンターさざなみ 2 階

地域相談センター

地域相談センターとは

高齢者相談室(地域包括支援センター)の協力機関として、高齢者の心配ごとや悩みごとにお応えします。

高齢者についての心配ごとであれば、どなたでも無料でご相談できます。お気軽にご相談ください。

地域相談センター名	連絡先	所在地
呉ベタニアホーム	32-5982	呉市中通 4 丁目 9-17
栃ノ木荘	34-2755	呉市栃原町 150-2
コスモス園	34-4001	呉市焼山北 3 丁目 21-5
後楽荘	34-5004	呉市焼山町字打田 623
もも	31-0100	呉市吉浦中町 1 丁目 4-1
常楽園	28-0555	呉市警固屋 9 丁目 1-1
延寿荘	71-1678	呉市広町字中横路 2445
郷原の里	77-1558	呉市郷原町鶴畑 11882-12
成寿園	71-1515	呉市広町字白石免田 13010 番地
仁風園	79-0112	呉市仁方西神町 35-11
社会福祉協議会(下蒲刈)	65-3122	呉市下蒲刈町下島 1713-1
恵の海	87-0285	呉市川尻町西 6 丁目 10-1
あかさき園	56-2555	呉市音戸町畑 1 丁目 2-51
春香園	84-3118	呉市安浦町内海北 1 丁目 2-42
豊浜	68-4800	呉市豊浜町豊島 3082 番地の 28
豊寿園	66-3300	呉市豊町大長 6000

主な業務

総合相談支援業務 ～なんでもご相談ください～

高齢者の抱える生活全般の悩み・相談に対して、適切なサービスの紹介や、解決のための支援をします。

介護予防ケアマネジメント業務 ～自立して生活できるよう支援します～

要支援に認定された人や、支援や介護が必要となるおそれの高い人のために、介護予防の利用などの支援をします。

権利擁護業務 ～みなさんの権利を守ります～

高齢者虐待の防止や早期発見、成年後見制度の紹介など、高齢者の権利を守るための支援をします。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ～さまざまな方面から皆さんを支えます～

適切なサービスが提供されるように、地域のケアマネジャーへの指導や相談、助言をします。

連絡相談先・メモ

■高齢者相談室（地域包括支援センター）

〈担当包括名〉



■居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)



■地域相談センター

〈担当相談センター名〉



■その他 連絡先(病院など)



■メモ



発行：呉市役所 福祉保健部 介護保険課

発行日：令和 6 年 6 月

〒 737-8501 呉市中央 4 丁目 1 番 6 号

TEL (0823) 25-3136 FAX (0823) 22-8529

e-mail kaigo@city.kure.lg.jp